

栃木県立黒磯南高等学校いじめ防止基本方針（抄）

栃木県立黒磯南高等学校（以下、本校とする）は「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 本校の教育方針

校訓「至誠敬愛・自律自尊・進取究明」のもと、以下に示す人間を育成することを目標に教育活動を行っている。

- (1) 学ぶ意欲を持ち、自己実現に向け努力する生徒
- (2) 心身共に健康で、正しい判断力を持つ生徒
- (3) 勤労と奉仕を尊び、社会貢献に積極的に取り組む生徒
- (4) 自他を重んじ、国際感覚に富む生徒

いじめのない学校づくりに向けて、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送れるように日常の指導体制を定める。そして、組織的にいじめの未然防止と早期発見・早期解決を図るための「基本方針」を定める。

2 いじめに対する共通認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」「どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という認識を持つ。

- (1) 学校全体でいじめを起こさない環境づくりを目指す。
- (2) いじめられている側の立場を考え、いじめられている生徒を守り抜く意識を持つ。
- (3) いじめる側に対しては、毅然とした姿勢で指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 いじめの未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめが発生する背景を踏まえ、生徒が意欲を持って学校生活を送れるよう、学びに向かう集団づくりを進める。
- (2) 互いを受け入れ認め合い、望ましい人間関係を築く環境づくり作りに努める。
- (3) 諸活動や学校行事で道徳心や規範意識を養い、集団の一員であることを認識する。
- (4) 生徒一人ひとりがいじめ問題を自分のこととして考え、主体的に防止活動ができる集団をつくる。
- (5) 「いじめは起こり得る」という危機感を常に持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検する。
- (6) 学校生活での悩みを解消するために、教育相談係やＳＣ等を活用する。
- (7) 教職員の言動が生徒を傷つけないよう、教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (8) 全教職員の共通認識を図るため、少なくとも年１回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。
- (9) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行うなど、日常的な連携に努める。
- (10) 教育委員会の相談窓口に加えて、本校の生徒同士や生徒と教員間でのトラブル相談の窓口を教頭としその周知徹底を行う。

4 いじめの早期発見に向けて

いじめは目の届きにくいところで発生していることを念頭に、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭と連携して実態把握に努める。

- (1) 生徒の言動に注意する（日常的な生徒の観察、アンケート調査、面談）
- (2) 保護者と情報を共有する（電話連絡、家庭訪問、面談）
- (3) 地域との連携に努める（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

5 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が発生した場合、早期に詳細な事実確認や状況把握に努め、適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が安心できるよう早期解決を目指す。

- (1) 正確・詳細な事実の把握を行う。
- (2) 校長を中心に学校全体で連携を取り、組織的に対応する。
- (3) 校長・教頭は事実に基づき、生徒・保護者に説明責任を果たす。
- (4) 重大な事案の場合は、早期に警察等に相談し協力を求める。

H27.10.28 改訂